

1. 経営改善支援の取組み実績

当金庫では、経営不振に陥っている取引先企業に対して、経営改善計画策定のための支援および経営改善実行のための助言および進捗管理を行うことにより、取引先企業の業績向上、経営安定化および事業継続に資することなどのコンサルティング機能強化を目的として、経営改善支援取扱規程を策定・施行しております。同支援規程では、支援企業の選定基準、経営改善への取組方法およびモニタリングの方法などを規定しているほか、著しく経営改善状況が芳しくない取引先については常務会へ報告することとしております。

平成28年度においても55先を選定し、「経営改善計画のモニタリング報告書」等により、計画の進捗状況や今後の支援状況等を、営業店および本部担当部署が一体となって管理しております。

平成28年度の経営改善支援の取組み実績は、下表のとおりとなっております。

【28年4月～29年3月】

(単位：先数)

	期初債務者数 A	うち 経営改善支援 取組み先 α	αのうち期末に債務 者区分がランクアップ した先数 β	αのうち期末に債務 者区分が変化しなかつた先 数 γ	αのうち再生 計画を策定した先数 δ	経営改善支援 取組み率 = α / A	ランクアップ率 = β / α	再生計画策定率 = δ / α
正常先 ①	1,614	1		1	1	0.1%		100.0%
うちその他要注意先 ②	441	35	1	32	21	7.9%	2.9%	60.0%
うち要管理先 ③	1	-	-	-	-	-	-	-
破綻懸念先 ④	103	19	0	17	15	18.4%	-	78.9%
実質破綻先 ⑤	44	-	-	-	-	-	-	-
破綻先 ⑥	10	-	-	-	-	-	-	-
小計 (②～⑥の計)	599	54	1	49	36	9.0%	1.9%	66.7%
合計	2,213	55	1	50	37	2.5%	1.8%	67.3%

注) ● 期初債務者数及び債務者区分は28年4月初時点で整理しております。

- 債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業（個人事業主を含む。）であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含みません。
- βには、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載しております。
なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者はαに含めるもののβに含めません。
- 期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合はβに含めます。
- 期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については（仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても）期初の債務者区分に従って整理しています。
- 期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めません。
- γには、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載しています。
- みなし正常先については正常先の債務者数に計上しています。
- 「再生計画を策定した先数」=「中小企業再生支援協議会の再生計画策定先」+「RCCの支援決定先」+「金融機関独自の再生計画策定先」

2. 地域密着型金融推進事項

1) 本業支援

① ビジネスマッチング等への参加

ア. 平成28年7月14日開催（会場：秋田テルサ）の「秋田県産食材マッチング商談会」には当金庫取引先10社が出席しました。同商談会では、初めて信金中央金庫から2社のバイヤーを招聘したほか、信金中央金庫海外業務支援部の協力により、海外販路拡大相談会を実施し、8社の個別相談に対応しました。



イ. 平成28年8月2日・3日開催（会場：東京国際フォーラム）の「2016よい仕事おこしフェア」には当金庫取引先3社が出席し、商談等をサポートしました。

ウ. 平成28年11月10日開催の「ビジネスマッチ東北2016」には当金庫取引先から10社が出席し、バイヤー2社が参加しました。また、あきしん経営塾卒業生（参加者21名）による視察研修旅行を実施しました。

エ. 平成29年1月25日開催の「秋田のおいしい食材商談会」において「海外ビジネス相談会」（信金中央金庫の専門相談員が対応、羽後信用金庫と共催）を開催しました。また、信金中央金庫のネットワークによりバイヤー2社を招聘しました。

② 地域活性化支援事業

東北地区信用金庫協会主催の地域活性化支援事業（特定非営利法人「経営支援NPOクラブ」による販路開拓支援）が平成28年10月～29年6月に実施され、支援企業に当金庫取引先3社が決定し、6社と商談に及びました。

現在、その中の1社からの受注が決まっております。

2) 経営改善支援等

① 取引先企業の本部ヒアリング

資金繰りや業況の把握および経営指導を目的に平成8年度より、取引先企業の代表者および経理担当の方々と当金庫融資部・営業店役職員が面談し、経営全般についてのヒアリングを実施しております。平成28年度は11社に対して実施しました。

定期的ヒアリングの実施によりヒアリング先企業では自社の資金繰り管理や業況管理を綿密に行うようになるほか、経営者の経営改善に対する意識改革にもつながってきております。

② 「あきしん経営塾」の開催

若手経営者および企業後継者の自己啓発を支援し、取引企業の発展に寄与すること等を目的として、平成18年6月から開講している「あきしん経営塾」は、平成28年度も16名が受講しました。講義内容を受講者に理解しやすくしたほか、後半に受講生の発表時間を設けることで、コミュニケーションが図られました。

また、9月の閉講式終了後、卒業生との交流会が行われ、活発な情報交換が行われました。



③ 外部専門家の活用

ア. 秋田県よろず支援拠点出張相談会

本相談会は、よろず支援拠点のコーディネーターが当金庫の営業店（本店・土崎支店・天王支店・五城目支店）に向き取引先の相談を受けるもので、相談内容は販路拡大・原価管理・補助金・経営改善全般等と多岐にわたり、平成28年度の相談者数は38先となりました。

また、当金庫の取次による同拠点事務所での相談は21件となりました。

イ. 秋田県中小企業再生支援協議会

秋田県中小企業再生支援協議会は、厳しい経営環境にある中小企業に対し、事業再生の支援をすることを目的とし、東北経済産業局の委託を受け設置された公的な機関です。

平成28年度に当金庫が関与した同協議会による支援件数は4件となりました。

ウ. 公認会計士による企業相談会

本相談会は、公認会計士が、当金庫取引先の社長または経理担当者等と直接ヒアリングしながら財務内容を分析するとともに、経営改善等について助言を行う取り組みです。ヒアリングの内容に基づき、財務分析結果や改善事項等をまとめたものを公認会計士から文書で報告してもらい、取引先に還元しています。

また、平成28年度から本相談会の相談内容は財務内容にかかわるものだけでなく、事業承継、相続対策、事業再編、経営計画策定支援、税務相談等幅広く対応し、相談件数は27先となりました。

④ 秋田県中小企業支援ネットワーク会議への参加

平成24年4月に各関係省庁（内閣府・金融庁・中小企業庁）より示された、「中小企業の経営支援のための政策パッケージ」における『各地域における中小企業の経営改善・事業再生・業種転換等の支援を実効あるものとするため、金融機関、地方公共団体等からなる「中小企業支援ネットワーク」を構築』を踏まえ、秋田県においても、秋田県信用保証協会が中心となり「中小企業支援ネットワーク会議」を開催、「企業連携ワーキンググループ（以下WGという）」「集中支援WG」「事業承継WG」と三つのWGを強化しており、当金庫は「集中支援WG」「事業承継WG」に構成員として参加しております。

平成28年度は、代表者会・担当者会・各WG会議へ、延べ10回出席しました。

⑤ 職員向け研修の実施

ア. 中小機構による「事業承継研修」

独立行政法人中小企業基盤整備機構東北本部より講師を招聘し、平成28年度土曜自主勉強会の一環として「事業承継研修」を実施しました。全4回で、営業店長・次長・代理クラス22名の参加のもと、事業承継に係るコンサルティング能力の向上を図りました。

イ. 信金中央金庫による「事業性評価研修」

信金中央金庫より講師を招聘し、平成28年度土曜自主勉強会の一環として「事業性評価研修」を実施しました。全2回で、係長・主任クラス23名の参加のもと、様々なライフステージにある企業の事業内容や成長可能性などを適切に評価（事業性評価）した上で、それを踏まえた解決策を検討・提案し、必要な支援ができるよう、コンサルティング能力の向上を図りました。

3) 創業支援

① 「あきしん創業ローン」等創業融資による支援

平成27年7月より、地域の開業率向上および雇用創出を目的に、秋田県信用保証協会および日本政策金融公庫と連携し標記ローンを発売しました。平成28年度の実行は9件37百万円となり、うち日本政策金融公庫との提携実績は1件2.5百万円となりました。

また、その他の創業融資は4件の29百万円となりました。

② 「あきた創業サポートファンド」による創業支援

近年、従来からの創業支援補助金や創業融資制度に加え、直接金融による創業支援金融制度が注目されることから、ファンド運営や直接金融による創業支援のノウハウがあるフューチャーベンチャーキャピタル(株)と当金庫のテリトリーである秋田周辺広域市町村圏の各自治体と連携し、平成27年10月1日標記ファンドを設立しました。

平成28年度は、2社に対し10百万円を投資実行した（累計6社、22百万円）ほか、既投資実行先のモニタリング活動や職員向け基礎研修、個別相談会、各種セミナー・フォーラムへの参加等を実施しました。

4) 担保・保証に過度に依存しない融資等への取組み

中小企業サポートローン

地域中小企業の資金繰り円滑化および営業店長の目利き力向上を目的として、資金使途を運転資金に限定し、第三者保証人および担保不要の「中小企業サポートローン」を引き続き平成28年度も販売しました。多くの中小企業の皆様にご利用いただくよう、平成29年度も引き続き販売してまいります。

3. 「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

なお、平成28年度に当金庫において、新規に無保証で融資をした件数は25件、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は1.3%、保証契約を解除した件数は4件となっています。

4. 「秋田の旅モデルコース」を全国の信用金庫へPR

秋田県内2信用金庫（秋田信用金庫、羽後信用金庫）では、かねてより信用金庫の中央金融機関である信金中央金庫と連携のうえ、全国ネットワークを活かした地域活性化やお取引先支援等の施策に取り組んでいるところです。

昨年9月、その取組みの一環といたしまして、両金庫が協働し、秋田県、（一社）秋田県観光連盟、信金中央金庫および（株）JTB東北と連携のうえ、秋田県の観光モデルコースを紹介する冊子「秋田の旅モデルコース」を作成しました。

本冊子は、全国264信用金庫へ情報発信し、各金庫で開催している年金友の会や各種旅行会等の企画に活用してもらい、県内への旅行誘致を図るものです。

モデルコースでは、秋田の食文化や地酒、祭りを紹介しつつ、県内の観光名所を押さえた四季毎の行程表を用意するとともに、両金庫がおすすめする地元スポットを多数紹介しており、旅行の実施時期に関わらず、通年で本県の魅力を十分に堪能できる内容となっております。

両金庫では、引き続き全国の信用金庫に向けた県内観光地の魅力発信および団体旅行の誘致に取り組み、地方創生に貢献してまいります。



秋田の旅 モデルコース

5. 地域金融円滑化に関する取組み

● 地域金融円滑化のための基本方針 ●

秋田信用金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- (1) 本基本方針のほか、金融円滑化管理方針および金融円滑化管理規程を策定し、金融円滑化に係る管理態勢を整備しました。
- (2) お客様へのきめ細やかな経営改善支援等を行うため、平成22年1月4日に金融円滑化チームを融資部内に設置し、融資部担当理事を金融円滑化管理責任者に任命するとともに人員を配置しました。
- (3) 各営業店に貸付条件の変更等に関するご相談窓口を平成22年1月4日に設置し、各営業店長を営業店相談窓口責任者に任命しました。
- (4) 職員に対し、お客様の事業価値を見極める能力（目利き力）を向上させるための研修を、継続して行っております。
- (5) より専門的な視点でお客様への経営改善支援等を行うため、公認会計士による企業診断および経営相談（無料）を、定期的に開催しております。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客さまから貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

※ なお、お客さまからの貸付条件の変更等に関する苦情相談は、次の相談窓口をご利用ください。

秋田信用金庫 総務部 フリーダイヤル 0120-345-112

貸付条件の変更等の実施状況

当金庫では、金融機関による情報発信を通じてお客様が安心して経営改善等に取り組むことができるよう、中小企業金融円滑化法の期限到来後においても「貸付条件の変更等の実施状況」につきまして、これまで同様の内容に関して開示しております。

平成25年4月以降の実施状況は以下のとおりとなっております。なお、計数につきましては、中小企業金融円滑化法施行後の累計となっております。

○貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
[債務者が中小企業者である場合]

	(単位: 件)						
	平成25年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末	平成28年9月末	平成29年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	2,217	2,439	2,667	2,859	2,974	3,122	3,251
うち、実行に係る貸付債権の数	2,151	2,363	2,593	2,783	2,901	3,051	3,174
うち、謝絶に係る貸付債権の数	24	24	25	26	26	26	28
うち、審査中の貸付債権の数	4	14	11	12	8	5	8
うち、取下げに係る貸付債権の数	38	38	38	38	39	40	41

○貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
[債務者が住宅資金借入者である場合]

	(単位: 件)						
	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末	平成28年9月末	平成29年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	191	198	202	209	213	216	217
うち、実行に係る貸付債権の数	140	147	149	157	162	165	165
うち、謝絶に係る貸付債権の数	8	8	9	9	9	9	10
うち、審査中の貸付債権の数	1	1	2	1	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	42	42	42	42	42	42	42

金融仲介機能の質を一層高めていくため、金融機関自身の取組みの進捗状況や課題等について客観的に自己評価するための指標として、昨年9月に金融庁が「金融仲介機能のベンチマーク」（以下、「ベンチマーク」という）を策定・公表しております。

当金庫では、金融庁から公表された共通5項目、選択50項目からなる55項目のベンチマークの中から選択した共通3項目、選択22項目を当金庫における経営上の重要指標と位置づけ、取組みを強化することとしております。

1. 共通ベンチマーク

金融仲介機能	ベンチマーク	当金庫が選択したベンチマークの説明	基準日： 平成29年3月31日
取引先企業の経営改善や成長力の強化	当金庫がメインバンク（融資残高1位）として取引を行っている企業のうち、経営指標（売上）の改善や就業者数の増加が見られた先数（先数は、グループベース）、及び、同先に対する融資額	メイン先数	516先
		メイン先の融資残高	152億円
		売上または就業者数が増加するなど経営指標等が改善した先数	259先
		経営指標等が改善した先の融資残高	89億円
取引先企業の抜本的事業再生等による生産性の向上	当金庫が関与した創業、第二創業の件数	創業件数	15件
担保・保証依存の融資姿勢からの転換	当金庫が事業性評価に基づく融資を行っている与信先数及び融資額、及び、全与信先数及び融資額に占める割合（先数単体ベース）	「事業性評価に基づく融資」 ^(※) を行っている与信先数	724先
		上記計数の全与信先数に占める割合	48.8%
		「事業性評価に基づく融資」 ^(※) を行っている与信先の融資残高	240億円
		上記計数の全与信先の融資残高に占める割合	63.7%

(※) 事業性評価に基づく融資

企業の財務分析、将来キャッシュフローおよび資金繰り状況の推計等による定量的評価のみに依存することなく、企業への訪問やヒアリングにより事業の独自性・創造性・将来性、地域社会における事業継続の必要性及び経営者の事業運営に対する意欲・創意工夫等の定性面をも踏まえて事業内容を評価するとともに、担保・保証に必要以上に依存しない融資をいいます。

2. 選択ベンチマーク

金融仲介機能	ベンチマーク	当金庫が選択したベンチマークの説明	基準日：平成29年3月31日			
地域へのコミットメント・地域企業とのリレーション	メイン取引（融資残高1位）先数の推移、及び全取引先数に占める割合（先数単体ベース）	全取引先数の推移	全取引先数	29/3	28/3	27/3
				1,484先	1,534先	1,558先
				527先	555先	575先
		全取引先数に占める割合	35.5%	36.2%	36.9%	

金融仲介機能	ベンチマーク	当金庫が選択したベンチマークの説明	基準日：平成29年3月31日		
事業性評価に基づく融資等、担保・保証に過度に依存しない融資	事業性評価の結果やローカルベンチマークを提示して対話を行っている取引先数	事業性評価の結果を示して対話を行っている取引先数	724先		
	地元の中小企業と信先のうち、無担保と信先数、及び、無担保融資額の割合（先数単体ベース）	地元の中小企業融資における無担保融資先数（先数単体ベース）、及び無担保融資額の割合	地元中小と信先数①	無担保融資先数②	②/①
			1,458先	1,265先	86.8%
			264億円	182億円	68.9%
	地元の中小企業と信先のうち、根抵当権を設定していないと信先の割合（先数単体ベース）	地元の中小企業と信先のうち、根抵当権を設定していないと信先の割合	地元中小と信先数①	根抵当未設定先数②	②/①
			1,458先	1,218先	83.5%
	地元の中小企業と信先のうち、無保証のメイン取引先の割合（先数単体ベース）	地元の中小企業と信先のうち、無保証（経営者保証を付さない）のメイン取引先数の割合	地元中小と信先数①	無保証メイン先数②	②/①
1,458先			15先	1.0%	
中小企業向け融資のうち、信用保証協会保証付き融資額の割合、及び、100%保証付き融資額の割合	中小企業向け融資のうち、信用保証協会保証付き融資額の割合、及び、100%保証付き融資額の割合	中小向け融資残高③	保証協会付融資残高②	100%保証付融資残高③	
		264億円	102億円	0円	
経営者保証に関するガイドラインの活用先数、及び、全と信先数に占める割合	「経営者保証に関するガイドライン」 ^(注1) の活用先数、及び、全と信先数に占める割合	全と信先数①	ガイドライン活用先数②	②/①	
		1,484先	46先	3.1%	
本業（企業価値の向上）支援・企業のライフステージに応じたソリューションの提供	本業（企業価値の向上）支援先数、及び、全取引先数に占める割合	ビジネスマッチングへの出展先や「秋田県よろず支援拠点」 ^(注2) 等での販路拡大の相談をした先数及び全取引先数に占める割合	全取引先数①	本業支援先数②	②/①
			1,484先	29先	2.0%
	本業支援先のうち、経営改善が見られた先数	本業支援先のうち、売上または就業数が増加するなど経営改善が見られた先数			10先
	ソリューション提案先数及び融資額、及び、全取引先数及び融資額に占める割合	本業支援・経営計画策定支援・創業支援・販路開拓支援・事業承継支援等ソリューション提案先数、及び、同先数の全取引先数に占める割合	全取引先数①	ソリューション提案先数②	②/①
			1,484先	50先	3.4%
	ソリューション提案先の融資残高、及び、同先融資残高の全取引先の融資残高に占める割合	264億円	8億円	3.0%	
メイン取引先のうち、経営改善提案を行っている先の割合	メイン取引先のうち、経営改善提案を行っている先の割合	メイン先数①	経営改善先数②	②/①	
		516先	13先	2.5%	

金融仲介機能	ベンチマーク	当金庫が選択したベンチマークの説明	基準日：平成29年3月31日		
迅速なサービスの提供等顧客ニーズに基づいたサービスの提供	創業支援先数（支援内容別）	創業期の取引先への融資（信用保証付）、ベンチャー企業への投資	融資	ベンチャー企業への投資	
			13先	2先	
	販路開拓支援を行った先数（地元・地元外・海外別）	販路開拓支援を行った先数（地元・地元外・海外別）	地元	地元外	海外
			0	3先	0
	ファンド（創業・事業再生・地域活性化等）の活用件数	「あきた創業サポートファンド」 ^(注3) の活用件数	6先		
	事業承継支援先数	事業承継支援先数	4先		
	事業再生支援先における実抜計画策定先数、及び、同計画策定先のうち未達成先数の割合	事業再生支援先における「実抜計画」 ^(注4) 策定先数、及び同計画策定先のうち未達成先数の割合	実抜計画策定先数①	未達成先数②	②/①
		8先	2先	25.0%	
事業再生支援先におけるDES・DDS・債権放棄を行った先数、及び、実施金額（債権放棄額にはサービサー等への債権譲渡における損失額を含む）	事業再生支援先における「DDS」 ^(注5) を行った先数、及び、実施金額	先数	実施金額		
		2先	0.7億円		
迅速なサービスの提供等顧客ニーズに基づいたサービスの提供	運転資金に占める短期融資の割合	運転資金に占める短期融資の割合	運転資金額①	短期融資額②	②/①
			288億円	84億円	29.2%
他の金融機関及び中小企業支援施策との連携	REVIC、中小企業再生支援協議会の利用先数	「秋田県中小企業再生支援協議会」 ^(注6) の利用先数	2先		
	取引先の本業支援に関連する中小企業支援策の活用を支援した先数	取引先の販路開拓等に係る「秋田県よろず支援拠点」 ^(注2) 等の活用先数	15先		
	取引先の本業支援に関連する他の金融機関、政府系金融機関との提携・連携先数	取引先の本業支援のため、政府系金融機関と提携・連携した先数	2先		

〈用語の説明〉

（注1）経営者保証に関するガイドライン

経営者の個人保証について、①法人と個人が明確に分離されている場合などに、経営者の個人保証を求めないこと、②多額の個人保証を行っているも、早期に事業再生や廃業を決定した際に一定の生活費等を残すことや、「華美でない」自宅に住み続けられることを検討すること、③保証債務の履行時に返済しきれない債務残額は原則として免除すること、などを定めることにより、経営者保証の弊害を解消し、思いきった事業展開や、早期事業再生等を応援するガイドラインです。

（注2）秋田県よろず支援拠点

中小企業・小規模事業者のための経営相談所として、売上拡大、経営改善など経営上のあらゆるお悩みの相談に対応しています。

（注3）あきた創業サポートファンド

地方創生の必要性や推進に注目が集まる中で、その有力な手段である「創業」の活性化を目的に、当金庫のほか秋田市、男鹿市、湯上市、五城目町、八郎湯町、井川町及び大湯村の秋田周辺広域市町村圏の各自治体等の出資により、平成27年10月に設立しました。当ファンドはその主要な役割として、資金供給に加え創業とその後の事業推進をスムーズなものとし、継続的な成長につなげることを狙いとして、投資先企業への経営関与を最重視しています。

（注4）実抜計画

実現可能性の高い、抜本的な経営再建計画のことです。

（注5）DDS

金融機関からの既存の借入金を、返済順位の低い「劣後ローン」に転換した借入金です。資金繰りの安定や利息の軽減が図られます。

（注6）秋田県中小企業再生支援協議会

厳しい経営環境にある中小企業に対し、事業再生の支援をすることを目的とし、東北経済産業局の委託を受け設置された公的な機関です。